

事業者向け電子契約説明会質問回答一覧

	質問	回答	質問方法	回答者
1	契約時に、契約保証と前払保証の関係書類を提出しますが、それらはどうなりますか。	どの保証にするのかを事前にお知らせいただき、保証書等についてはこれまでと同様、紙で窓口へ提出してください。 <b>※上記回答を以下のとおり訂正します。</b> <b>落札等決定後、市の工事等担当者が、速やかに決定業者に保証方法を電話等で聞き取りします。保証書等についてはこれまでと同様、契約締結時までに紙で窓口へ提出してください。</b>	対面	市
2	メールアドレス届出書を工事担当者に出すようにということであるが、発注課は分かるが、工事担当者が誰かは分からないため、契約検査課に聞けば教えてくださいませんか。	全てメールでの提出が可能となるため、課宛にメールをしていただくようお願いいたします。課には、メールアドレスが1つしかないため、担当課が分かれば、ホームページで確認していただければメールアドレスは分かります。リサイクル法の関係書類についても、課宛にお願いします。これから、市職員向けの電子契約説明会を実施するため、その時に、このことを職員に周知します。	対面	市
3	メールアドレス届出書はWordになりますか。それともPDFになりますか。Wordの場合、PDFに変換して提出しますか。	Wordで作成したものをPPIIに掲載する予定です。現時点では、必要事項を入力していただき、そのままWord文書で提出していただくことを想定しています。	対面	市
4	メールで契約書が送られてきた時に間違いを見つけた場合はどのようにすればよいでしょうか。	署名依頼を受けた時に、間違いに気付いた場合は、署名辞退という機能を使い辞退していただくか、市に電話をしていただき、署名依頼を取り下げいただくか、どちらかになります。どちらにしても、署名依頼からやり直す形になります。	対面	GMO
5	契約時に、提出する保証会社との契約書の取り扱いはどのようになりますか。また、落札証明書の発行はどうなりますか。	保証書等は、これまでと同様に紙での提出になります。落札書の発行は、これまでと同様に紙で行います。ご要望があった場合はPDFをメールにてお送りすることも可能です。発行時期を前倒しできるかは今後検討させていただきます。	オンライン	市
6	先ほどデモでgmailを使用されていましたが、アドレスの届出書にはフリーメールアドレスは指定しないようにと書いてあります。	セキュリティの関係でフリーメールアドレスでのご利用はできません。	オンライン	市
7	契約保証等の保証方法の連絡はどのタイミングでどの様に行いますか。	金曜日の16時までに保証方法を電話等で市に連絡してください。 <b>※上記回答を以下のとおり訂正します。</b> <b>落札等決定後、市の工事等担当者が、速やかに決定業者に保証方法を電話等で聞き取りします。</b>	オンライン	市